

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

株式会社商船三井
商船三井ドライバルク株式会社

2022年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
株式会社商船三井
代表取締役 橋本 剛

東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
商船三井ドライバルク株式会社
代表取締役 菊地 和彦

株式会社商船三井（以下「分割会社」といいます。）及び商船三井ドライバルク株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021年12月10日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、分割会社の不定期船事業、木材チップ船事業及びパナマックス事業（鉄鋼産業・国内電力向けを除きます。）（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2022年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 2 月 22 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 2 月 22 日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、分割会社から、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、本件分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産の額は 228 億円（概算値）、負債の額は 166 億円（概算値）です。

5. 本件分割による変更の登記を行った日

2022 年 4 月 1 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上